

「生駒市清掃センターでの他自治体の燃えるごみ受け入れ検討について」の
説明資料

1 生駒市清掃センターの概要

竣 工：平成 3 年 3 月

所 在 地：生駒市俵口町 2 1 1 6 番地 9 1

処理能力：1 日あたり 2 2 0 トン（1 1 0 トン×2 炉）

炉 形 式：流動床式焼却炉

2 施設の状況

清掃センターは、令和 4 年度から令和 6 年度の間で約 6 5 億円の基幹的設備改良工事を実施することにより、施設の延命化を図るとともに、高効率モーターを採用するなど C O 2 の削減対策（省エネルギー化）や排ガスをよりクリーンに処理するなど環境性能をさらに向上させ、安全で安定したごみ処理が可能となりました。また、ごみ処理量は、平成 1 5 年度をピークにごみ有料化や人口減少等により年々減少しており処理能力には約 3 6 % の余裕があります。

一方、近年、電気代や人件費等の高騰により、処理費用の増加への対応が課題となっています。

3 受け入れ検討の経緯

令和 4 年度に平群町から、同町が所有する焼却施設の給じん設備（焼却炉へごみを供給する設備）に不具合が発生し、他自治体の施設でごみを処理する事案が発生したため、本市清掃センターで燃えるごみを処理できないか相談がありました。

また、斑鳩町からも近隣自治体でのごみ処理を検討する中で、令和 4 年度に本市に対して燃えるごみを処理できないか相談がありました。

これらのことを踏まえ、過去の処理実績の範囲内で平群町及び斑鳩町の燃えるごみを受け入れることや本市の費用負担の低減の検討を実施します。

なお、受入開始時期については、令和 8 年 4 月を予定しており、今後、平群町、斑鳩町と受け入れ条件を調整するとともに、地元自治会等とも十分な意見交換を図って参りたいと考えています。

4 受け入れの条件等

【期 間】

令和8年度～令和21年度まで

【搬入経路】

幹線道路（国道168号、阪奈道路及び信貴生駒スカイライン）を利用して清掃センターに搬入する予定です。※生駒市内の住宅地は通行しません。

【受け入れるごみの種類】

『家庭系燃えるごみ』及び『事業系燃えるごみ』（平群町は大型ごみも検討中）です。資源ごみは受け入れません。また産業廃棄物についても一切受け入れしません。

【受入量(令和8年度予定)】(週5日受入予定)

・平群町：約 4,500 t／年（約17 t／日）

・斑鳩町：約 3,500 t／年（約13 t／日）

※参考 生駒市搬入量（週6日搬入）

生駒市：約26,000 t／年（約84 t／日）

【搬入方法】

各自治体で収集したごみを、当該自治体の中継施設で積み替えてから本市へ搬入します。本市への搬入車両は、パッカー車及びコンテナ車（積載重量6～8トン）を想定しており、一日当たりの平均搬入台数はあわせて8台程度を想定しています。

※参考 生駒市搬入台数 約50台／日

予定搬入ルート



5 その他

地元自治会等については、他の自治体の燃えるごみの受け入れ検討を開始している旨の説明を行い、一定のご意見を頂いておりますが、今後はより具体的な受け入れ条件等について、丁寧に意見交換を進めていきます。

参考：清掃センターごみ搬入量の推移と予測

